

平成 30 年 11 月 27 日

川口短期大学教授 小島 望 様

環境省自然環境局
総務課 動物愛護管理室
野生生物課 希少種保全推進室
那覇自然環境事務所 野生生物課
奄美野生生物保護センター
奄美大島ねこ対策協議会

『奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画』へのご意見書について

自然環境行政の推進につきまして、平素より多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。平成 30 年 11 月 13 日付でいただいた標記につきまして、下記のとおり回答いたします。

今後ともご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1.

協議会では、捕獲された全ての個体に譲渡の機会を与える方針をとっています。譲渡対象者については捕獲開始よりも前から募集をしており、これまでも譲渡対象者に捕獲された個体の情報を伝え、適切に譲渡を行っています。

2.

「奄美ノネコ管理計画」では、ノラネコや飼い猫が捕獲される可能性があることを明記しています。それを踏まえた上で、捕獲後の対応を記載しております。

3.

ノネコは、通常ノラネコや飼い猫よりも飼育が難しいと考えられ、適切に飼養できる者に譲渡することが必要であるため譲渡希望者に登録いただく制度としています。譲渡を希望する登録者には、捕獲個体の情報を提供しており、適切な譲渡の推進に努めているところです。また、譲渡希望者については常時募集しており、登録者が増えるよう努めていますのでご協力をいただければ幸いです。

4.

適切な譲渡を実現するため、譲渡希望者の審査をしております。各種証明書は、適切に継続して飼養できるかどうかをチェックするために必要と考えています。

5.

奄美における希少種や貴重な生態系の保護のため、ノネコ対策は重要であると考えています。一方で、ノネコ以外の要因についても優先順位をつけて対処していくことが必要であり、奄美大島ではマングース対策や交通事故対策に取り組んでいます。今後も、地域の方々や専門家の意見等を聞きつつ各種対策を進めていきたいと考えます。